

第56期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和4年12月16日（金曜日）
午前10時

開催場所

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

- 株主の皆様への感染防止を第一に考え、昨年同様、本年の株主総会も健康状態にかかわらずご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等により議決権行使いただくことをご検討ください。
- 株主の皆様の公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はいたしません。

社是 「自利利他」（自利トハ利他ヲイフ）



経営理念「顧客への貢献」

私たちは、お客様の繁栄のために、

1. お客様の事業の成功条件を探求し、
2. これを強化するシステムを開発し、
3. その導入支援に全力を尽くします。

お客様への貢献は、私たちの喜びです。

証券コード 9746
令和4年11月25日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社 **TKC**

代表取締役社長 飯塚 真規

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様への新型コロナウイルス感染症感染防止を第一に考え、昨年同様、本年の株主総会も健康状態にかかわらずご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等により議決権行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年12月15日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使の手続きについて」（19から20ページまで）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和4年12月16日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

当社栃木本社別館 6階会議室

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- (報告事項)
1. 第56期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
 2. 第56期（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tkc.jp/ir/calling/>）に掲載しております。

事業報告「6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」

「7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」

「8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」

「9. 剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項」

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください（<https://www.tkc.jp/ir/calling/>）。

＜中間報告書及び事業報告書の送付廃止のお知らせ＞

当社は、中間配当のご通知及び定時株主総会の決議ご通知にあわせて、当社の業績や近況をお知らせする「中間報告書」及び「事業報告書」を株主の皆様へ送付いたしておりましたが、昨今のインターネットやスマートフォンの普及及び地球環境への配慮の観点から、当社ウェブサイト(<https://www.tkc.jp/ir/annualreport/>)への掲載のみとし、紙面による発行は取りやめることといたしましたので、お知らせいたします。

○事業報告書の送付廃止

第56期定時株主総会に係る決議ご通知送付時より

○中間報告書の送付廃止

第57期中間配当に係るご通知送付時より

## ご案内

### 1. ライブ配信の実施について

昨年同様、本年も株主総会当日の会場の様子をご視聴いただけるよう、インターネットを活用した「ライブ配信」を実施します。ライブ視聴を希望される場合は、以下に示す「ライブ視聴のご注意」の内容をご確認のうえ、事前にお申込みください。事前のお申込みやご視聴方法等につきましては、同封の「株主総会のライブ視聴の方法について」をご参照ください。

- (1)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、会社法上、株主総会にご出席の株主様が行うことができる質問や動議を行うことはできません。ご質問等は、当社ホームページのお問い合わせ窓口をご利用ください。なお、お問い合わせに対する回答方法等は当社にご一任ください。
- (2)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、書面（郵送）またはインターネット等により、令和4年12月15日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### ＜ライブ視聴のご注意＞

- ◎ ライブ視聴にはインターネットに接続できる環境が必要となります。
- ◎ ライブ視聴で使用するインターネット通信機器類の調達及び利用料等、一切の費用については株主様のご負担といたします。
- ◎ ライブ映像や音声が乱れ、あるいは一時遮断されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
- ◎ ライブ画像の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの第三者への提供や公開・転載・複製、ログイン方法を第三者に伝えること等は固くお断りします。
- ◎ 視聴方法のお問い合わせにつきましては、株主の皆様にも等しくお応えすることが困難であることから対応できかねます。

## 2. 来場される株主の皆様へのお願い（当日の株主総会の運営について）

(1) 当日の新型コロナウイルス感染症対策は次のとおりです。あらかじめご確認ください。

### ＜株主総会当日の新型コロナウイルス感染症対策＞

- ◎ 株主総会会場へのご入場にあたり体温を計測いたします。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りいたします。
- ◎ また、体温が、37.5度未満であっても、咳などの症状がある場合はご入場をお断りする、または、ご退場いただくこともございます。
- ◎ ご来場いただく株主様は、必ず、マスクの着用をお願いします。マスクを着用いただけない場合はご入場をお断りいたします。
- ◎ 会場内にはアルコール消毒液を設置します。ご利用ください。
- ◎ ソーシャルディスタンスを十分確保するため、運営スタッフがお案内する場所にご着席ください。
- ◎ 会場内で十分な間隔を確保できない場合は、ご入場をお断りする場合があります。
- ◎ 株主総会の議事は円滑な進行に努め、可能な限り短時間で実施します。
- ◎ 株主総会ご出席の株主様へのお土産のご提供は廃止します。
- ◎ 運営スタッフは体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。
- ◎ 株主総会会場前のラウンジにお飲み物等をご用意します。株主様ご自身でおとりください。

(2) 当日、ご来場いただけない株主の皆様のため、インターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信においては、質疑応答部分も含めて本総会の様子をすべて配信いたします。映像は、株主の皆様のお顔等が極力映らないよう、後方より撮影し、プライバシーに配慮いたしますが、やむを得ず株主様のお顔等が映りこむ場合がありますので、あらかじめご了承ください。



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様のご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ＩＣＴ）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

なお、中間配当については、36円配当の取締役会決議を経て実施しています。

第56期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

令和4年9月期の期末配当金は、令和4年11月9日に公表しました「令和4年9月期剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」のとおり、1株当たり42円といたしたいと存じます。

当社普通株式1株につき42円

|      |      |                |
|------|------|----------------|
| その内訳 | 普通配当 | 36円            |
|      | 特別配当 | 6円             |
| 配当総額 |      | 2,210,568,948円 |
| 配当性向 |      | 45.1%          |



- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和4年12月19日といたしたいと存じます。

## 2. その他の剰余金の処分にに関する事項

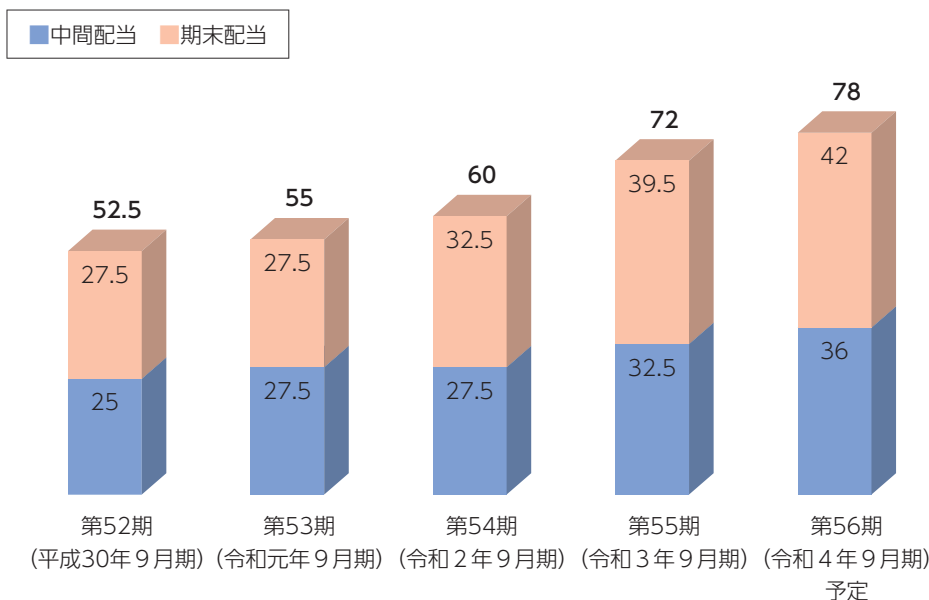
その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 5,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

### <ご参考>

#### 1 株当たり配当金の推移

(単位：円)



(注) 当社は、令和3年4月1日付(第55期)で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記のグラフは、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり配当金」を算定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- （1）変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （2）変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4）上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <u>第15条（電子提供措置等）</u><br><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>                         |
| (新 設)   | <u>附則</u>                                                                                                                                                                                                  |
| (新 設)   | <u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u><br><u>令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u><br><u>②本条の規定は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |

第3号議案 取締役9名選任の件

現任取締役8名（全員）は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、本定時株主総会終結の時をもちまして退任される五十嵐康生氏、押田吉真氏の2名を除く現任取締役6名に、経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補者 伊藤義久氏、河本健志氏、及び加藤恵一郎氏の3名を加えた計9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号                                                     | 氏 名    |          | 現在の当社における地位及び担当                                 | 取締役会への出席状況 |
|-----------------------------------------------------------|--------|----------|-------------------------------------------------|------------|
| 1                                                         | 飯塚 真規  | 再任       | 代表取締役 社長執行役員<br>会計事務所事業部長                       | 14 / 14回   |
| 2                                                         | 飛鷹 聡   | 再任       | 代表取締役 専務執行役員<br>地方公共団体事業部長                      | 14 / 14回   |
| 3                                                         | 川橋 郁夫  | 再任       | 取締役 専務執行役員<br>株式会社スカイコム担当                       | 14 / 14回   |
| 4                                                         | 中西 清嗣  | 再任       | 取締役 常務執行役員<br>経営管理本部長                           | 14 / 14回   |
| 5                                                         | 伊藤 義久  | 新任       | 常務執行役員<br>会計事務所事業部 システム開発研究所<br>税務情報システム設計センター長 | － / － 回    |
| 6                                                         | 河本 健志  | 新任       | 地方公共団体事業部<br>システム開発本部長                          | － / － 回    |
| 7                                                         | 飯島 純子  | 再任 社外 独立 | 取締役                                             | 13 / 14回   |
| 8                                                         | 甲賀 伸彦  | 再任 社外 独立 | 取締役                                             | 13 / 14回   |
| 9                                                         | 加藤 恵一郎 | 新任 社外 独立 | －                                               | － / － 回    |
| 再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員 |        |          |                                                 |            |

候補者番号 **1** いいづか **飯塚** まさのり **真規** 生年月日 昭和50年3月12日  
所有する当社の株式数 162百株

再任



### 略歴、当社における地位及び担当

平成14年4月 当社入社  
平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部担当兼Gプロジェクト推進 本部長  
平成24年10月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長  
平成24年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長  
平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業本部長  
平成28年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長 営業本部長  
平成30年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長  
令和元年12月 当社代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長（現任）

### 重要な兼職の状況

T K Cカスタマーサポートサービス株式会社 代表取締役社長

在任年数  
12年

取締役会出席状況  
14/14回

当社との間の特別の利害関係  
後記欄外（注）8. ①

### 取締役候補者とした理由

飯塚真規氏は、取締役 執行役員として12年、取締役 常務執行役員として3年、代表取締役 専務執行役員として3年、代表取締役 社長執行役員として3年の経営経験を有しております。これまで、会計事務所事業部営業本部長、会計事務所事業部長をへて、代表取締役社長を務めており、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **2** ひ たか **飛 鷹** さとし **聡** 生年月日 昭和46年1月19日  
所有する当社の株式数 53百株

再任



### 略歴、当社における地位及び担当

平成15年4月 当社入社  
平成22年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部営業企画本部 A S Pサービス推進部長  
平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 新規事業戦略本部担当  
平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 クラウド事業推進本部長  
平成30年12月 当社取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 営業本部長  
令和2年12月 当社代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長（現任）

### 重要な兼職の状況

T K C保安サービス株式会社 代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由

飛鷹聡氏は、取締役 執行役員として11年、取締役 常務執行役員として2年、代表取締役 専務執行役員として2年の経営経験を有しております。これまで、地方公共団体事業部のクラウドサービス推進部長を経て、営業本部長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

在任年数  
11年

取締役会出席状況  
14/14回

当社との間の特別の利害関係  
後記欄外（注）8. ②

候補者番号 3 かわはし 川橋 いく お 郁夫 生年月日 昭和30年 2月26日  
所有する当社の株式数 159百株

再任



在任年数  
2 年

取締役会出席状況  
14 / 14回

当社との間の特別の利害関係  
後記欄外 (注) 8. ③

#### 略歴、当社における地位及び担当

昭和52年 4 月 当社入社  
平成18年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部  
平成20年 1 月 当社執行役員 内部統制統括センター長  
平成25年12月 株式会社スカイコム 代表取締役副社長  
平成26年12月 株式会社スカイコム 代表取締役社長 (現任)  
令和 元年12月 当社専務執行役員  
令和 2年12月 当社取締役 専務執行役員 株式会社スカイコム担当 (現任)

#### 重要な兼職の状況

株式会社スカイコム 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

川橋郁夫氏は、執行役員として16年、株式会社スカイコム代表取締役社長として8年の経営経験を有しております。

これまで、地方公共団体事業部システム開発本部長、内部統制統括センター長、当社子会社社長を務め、当事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。また、当社子会社の経営を通じ、当社グループとしての持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 4 なかにし 中西 きよつぐ 清嗣 生年月日 昭和31年 8月27日  
所有する当社の株式数 366百株

再任



在任年数  
2 年

取締役会出席状況  
14/14回

当社との間の特別の利害関係  
なし

#### 略歴、当社における地位及び担当

昭和54年 4 月 当社入社  
平成20年12月 当社執行役員 総務部長  
平成21年12月 当社総務部長  
平成27年 1 月 当社内部監査部長  
平成30年12月 当社常勤監査役  
令和 2年12月 当社取締役 執行役員 経営管理本部長  
令和 3年12月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 (現任)

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

中西清嗣氏は、総務部長を経て、内部監査部長として4年、常勤監査役として2年、取締役執行役員・常務執行役員として2年の経験を通じて、当事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **5** **伊藤 義久** いとう よしひさ 生年月日 昭和42年4月2日  
所有する当社の株式数 60百株

新任



### 略歴、当社における地位及び担当

平成 2年 4月 当社入社  
平成19年12月 当社執行役員 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長  
平成22年10月 当社執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長  
平成25年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長  
平成26年 4月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画部長  
平成28年12月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長  
平成30年 1月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長  
令和 元年12月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長  
令和 2年10月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長 (現任)

### 重要な兼職の状況

—

在任年数  
一年

取締役会出席状況  
— / — 回

当社との間の特別の利害関係  
なし

### 取締役候補者とした理由

伊藤義久氏は、執行役員15年、取締役執行役員3年、常務執行役員3年、の経験を有しております。これまで、会計事務所事業部システム開発職を務め、当社の製品及びサービスの開発に精通しており、今後の法律制定と改正、IT技術の進歩、社会制度の変化、顧客の価値観の変化を迅速かつ正確に捉え、イノベーションを創発することによって、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **6** **河本 健志** かわもと たけし 生年月日 昭和44年8月23日  
所有する当社の株式数 一百株

新任



### 略歴、当社における地位及び担当

平成 6年 4月 当社入社  
平成30年 4月 当社地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長  
令和 元年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長  
令和 2年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長  
令和 3年12月 当社地方公共団体事業部 システム開発本部長 (現任)

### 重要な兼職の状況

—

在任年数  
一年

取締役会出席状況  
— / — 回

当社との間の特別の利害関係  
なし

### 取締役候補者とした理由

河本健志氏は、これまで地方公共団体事業部システム開発本部の長を務め、当社の製品及びサービスの開発に精通しており、今後の地方公共団体システム標準化への対応をはじめとする製品開発において、イノベーションを創発することによって、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号 **7** **飯島 純子** 生年月日 昭和42年8月3日  
所有する当社の株式数 一百株

再任 **社外** 独立



在任年数

3年

取締役会出席状況

13/14回

(現姓：澤田)

当社との間の特別の利害関係  
なし

#### 略歴、当社における地位及び担当

平成13年10月 弁護士登録  
平成13年10月 東京虎ノ門法律事務所入所（現任）  
令和元年10月 当社指名・報酬諮問委員会委員長（現任）  
令和元年12月 当社社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

東京虎ノ門法律事務所 パートナー弁護士

#### 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯島純子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験に加え、特にコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しております。令和元年10月10日に当社が設置した指名・報酬諮問委員会の委員長として、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則った取締役等の選解任方針・手続き及び役員報酬制度の検討・設計等において強いリーダーシップを発揮していただいております。

コーポレート・ガバナンス強化による当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献と、女性の視点からの有益な提言をいただけることが期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き独立社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **8** **甲賀 伸彦** 生年月日 昭和39年1月25日  
所有する当社の株式数 10百株

再任 **社外** 独立



在任年数

2年

取締役会出席状況

13/14回

当社との間の特別の利害関係  
後記欄外（注）8.④

#### 略歴、当社における地位及び担当

平成8年2月 税理士登録  
平成8年2月 同開業  
平成31年4月 税理士法人トップマネジメント 代表社員（現任）  
令和2年12月 当社社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

税理士法人トップマネジメント 代表社員

#### 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

甲賀伸彦氏は、税理士として税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、釧路公立大学で長年非常勤講師を務められており、中小企業の管理会計に関して相応の知見をお持ちです。また、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の委員長を平成28年7月から務められ、新たにTKC全国会に入会する税理士・公認会計士のフォロー活動やTKC会員を増加させるための活動に対する助言を受けてきました。

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き独立社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 9 かとう けいいちろう 加藤 恵一郎 生年月日 昭和32年7月30日  
所有する当社の株式数 116百株

新任

社外

独立



### 略歴、当社における地位及び担当

昭和60年 8月 公認会計士登録  
昭和62年 2月 税理士登録  
昭和62年 2月 同開業  
平成15年 1月 税理士法人加藤会計事務所 代表社員（現任）

### 重要な兼職の状況

税理士法人加藤会計事務所 代表社員

### 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤恵一郎氏は、公認会計士及び税理士として税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

平成21年7月からT K C全国会の副会長、平成29年7月からは専任副会長、また令和2年7月からは常務会及び正副会長会の議長も務められ、T K C全国会の事業目的の実現に向けた運動に対する指導・助言を受けてきました。

当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、独立社外取締役として選任をお願いするものです。

### 在任年数

一年

### 取締役会出席状況

一 / 一回

### 当社との間の特別の利害関係

後記欄外（注）8. ⑤

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の指名について、取締役会からの諮問に応じて指名・報酬諮問委員会が審議し、その結果を取締役に答申する手続きを経て、取締役会において取締役候補者として定時株主総会の議案としております。
2. 社外取締役候補者の指名については、当社を取り巻く経営環境及び取締役会を構成する取締役・監査役の専門性並びに多様性を考慮のうえ実行しております。
3. 飯島純子氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
4. 飯島純子氏は、婚姻により澤田姓となりましたが、旧姓の飯島で業務を執行しております。
5. 甲賀伸彦氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
6. 加藤恵一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。

7. 当社は、当社定款に基づいて社外取締役との間で、会社法第427条第1項の定めに基づいて社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しております。

飯島純子氏及び甲賀伸彦氏の選任が承認された場合には、あらためて契約を締結する予定であります。また、加藤恵一郎氏の選任が承認された場合には、新たに契約を締結する予定であります。

8. 「当社との間の特別の利害関係」欄の注記は次のとおりです。

- ① T K Cカスタマーサポートサービス株式会社を代表して当社との取引を行っています。
- ② T K C保安サービス株式会社を代表して当社との取引を行っています。
- ③ 株式会社スカイコムを代表して当社との取引を行っています。
- ④ 税理士法人トップマネジメントを代表して当社と取引を行っています。
- ⑤ 税理士法人加藤会計事務所を代表して当社と取引を行っています。

9. 上記を除き、取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者

い が ら し や す お  
**五十嵐 康生**

生年月日 昭和42年1月4日  
所有する当社の株式数 66百株

新任



### 略歴、当社における地位

平成 元年 4月 当社入社  
平成24年 8月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所  
会計情報システム開発センター長  
平成28年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業本部 営業企画部長  
平成29年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業企画部長  
平成30年 1月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所長  
(現任)

### 重要な兼職の状況

—

在任年数

一年

取締役会出席状況

14/14回

監査役会出席状況

一回

当社との間の特別の利害関係

なし

### 監査役候補者とした理由

五十嵐康生氏は、取締役執行役員として6年、取締役常務執行役員として5年の経営経験を有しております。これまで、会計事務所事業部システム開発研究所長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、監査役として選任をお願いするものです。

(注)当社は、取締役会が監査役候補者とした者を、監査役会の同意を得たうえで定時株主総会の議案としております。

以上

<ご参考>

本定時株主総会で第3号および第4号議案が承認された後の経営体制（予定）

| 氏 名    | 当社における地位 | 特に期待する専門性・経験 |               |               |                |                   |
|--------|----------|--------------|---------------|---------------|----------------|-------------------|
|        |          | 企業経営<br>事業戦略 | イノベーション<br>技術 | マーケティング<br>営業 | 財務<br>会計<br>税務 | 法務<br>CG<br>リスク管理 |
| 飯塚 真規  | 代表取締役    | ○            | ○             | ○             |                |                   |
| 飛鷹 聡   | 代表取締役    | ○            |               | ○             |                | ○                 |
| 川橋 郁夫  | 取締役      | ○            | ○             | ○             |                |                   |
| 中西 清嗣  | 取締役      |              |               |               | ○              | ○                 |
| 伊藤 義久  | 取締役      |              | ○             |               | ○              |                   |
| 河本 健志  | 取締役      |              | ○             |               |                | ○                 |
| 飯島 純子  | 社外取締役    |              |               |               |                | ○                 |
| 甲賀 伸彦  | 社外取締役    | ○            |               | ○             | ○              |                   |
| 加藤 恵一郎 | 社外取締役    | ○            |               |               | ○              | ○                 |
| 宮下 恒夫  | 常勤監査役    |              |               |               | ○              | ○                 |
| 五十嵐 康生 | 常勤監査役    |              |               |               | ○              |                   |
| 朝長 英樹  | 社外監査役    |              |               |               | ○              | ○                 |
| 浜村 智安  | 社外監査役    | ○            |               |               | ○              | ○                 |

## ＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、令和4年12月15日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネット等による議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること  
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログイン  
ID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降  
は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ③スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでの  
ログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってくだ  
さい。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による  
議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を  
有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）  
は、株主様のご負担となります。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

## 5. 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォー  
ム」をご利用いただくことができます。

以 上



(提供書面)

## 事業報告

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過およびその成果

##### 1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
  - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
  - 2) データストレージ・サービス
  - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
  - 1) インターネット・サービス
  - 2) イントラネット・サービス
  - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
  - 4) データベース・サービス
  - 5) データストレージ・サービス
  - 6) データバックアップ・サービス
  - 7) データセキュリティ・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

## 2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）の影響が和らぐ中、物流の分断や大幅な円安、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇等が発生しています。足下の経済環境は持ち直しつつあるものの、これらの影響によって依然として将来の不透明感が漂っています。

こうした状況の中、政府はワクチンの追加接種や経済活動の再開に向けて国民や中小企業を支援するさまざまな施策を継続しています。当社グループは、このような社会環境や政府の取り組みに迅速に対応したシステムの開発やサービスの提供を通じて、顧客ならびに地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、T K C会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の会計・税務や資金繰り支援に取り組めるよう支援しています。また、クラウド型の会計システムの提供と導入支援を通じて、後述の通り、中小企業の「黒字決算と適正申告」を支援しています。

地方公共団体事業部門では、令和3年10月20日付で厚生労働省から事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」が発出されたことを受け、「ワクチン接種券作成業務」「ワクチン接種予約・受付システム」の提供等を迅速に行い、顧客市区町村におけるコロナウイルスのワクチン接種事業を支援しました。また、「行政サービス・デジタル化支援サービス」の提供を通じて、地方公共団体における窓口業務のD Xを支援しています。

これらの活動の結果、当期における株式会社T K Cとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が67,838百万円（前期比2.4%増）、営業利益は13,351百万円（同8.4%増）、経常利益は13,677百万円（同7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,317百万円（同7.3%増）となりました。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

### （1）会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は46,465百万円（前期比2.3%増）、営業利益は11,286百万円（同6.8%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比2.8%増となりました。これは中堅企業においてD X（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、販売管理システムや給与計算システムといった業務システムとデータ連携して仕訳を計上できる中堅企業向け「統合型会計情報システム（F X 4クラウド）」の導入が進んでいること、会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（O M Sクラウド）」と自宅や外出先からリモートで業務を遂行できる「O M Sモバイル」の採用が増加していることなどによります。

- ② ソフトウェア売上高は、前期比2.9%増となりました。これは、令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法に対応するために、「優良な電子帳簿」の法的要件を満たし、証憑保存機能を標準搭載した「F Xクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.4%増となりました。これは「F X 4クラウド」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比7.9%増となりました。本年度の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となったこと、Windows11を搭載したパソコンへの買い換えが進んだことなどによります。
- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比1.0%増となりました。デジタル化の進展に伴い紙の会計用品や消耗品の需要は減少しましたが、リモート業務やデジタル化を支援する事務機器の販売ならびに令和5年末に対応が必要となる電子取引・インボイス関連書籍の販売が好調だったことによります。
- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が増加した一方で、利益率の低いサプライ用品売上高が前年よりも減少したことなどによります。

## (2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は18,228百万円（前期比3.0%増）、営業利益は1,922百万円（同12.7%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比8.3%増となりました。これは、前期までに受託した新たな顧客のシステム本稼働に伴いデータセンター利用料が増加したこと、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷業務を受託したこと、衆議院議員選挙に伴う入場券等作成業務を受託したことなどによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比1.8%減となりました。これは、前期に計上したワクチン接種事業（1、2回目接種）やデジタル手続法改正に伴うシステム改修など、制度改正による一時的な売上高が前期に比べて減少したことによります。一方で、当社は団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式の料金を採用しているため、ソフトウェアの利用料は、顧客数の拡大に伴って順調に推移しています。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比36.2%減となりました。これは、前期に計上した自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システムへの移行料が当期は発生しないことなどによります。

- ④ ハードウェア売上高は、前期比14.3%増となりました。これは基幹系システム機器更改に伴うハードウェア機器の導入や新庁舎への移転に伴うネットワーク機器導入、ハードウェア機器移設作業の集中などによります。
- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、新たな顧客のシステム本稼働によりコンピューター・サービス売上高が増加したことなどによります。

### **(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社T L P）の売上高の推移**

印刷事業部門における売上高は3,145百万円（前期比1.3%増）、営業利益は144百万円（前期に対して105百万円増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス（D P S）関連商品の売上高は、前期比3.6%増となりました。これは、昨年10月の衆議院議員選挙および本年7月の参議院議員選挙入場券、市区町村におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきの印刷業務などを受注したことに加え、コロナ禍により減少していた民間企業のダイレクトメール・通知業務の需要が徐々に回復傾向にあることなどによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.4%減となりました。これは、顧客企業におけるペーパーレス化の進展により各種伝票類をはじめとして、ビジネスフォームの需要が減少していることによります。
- ③ 商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比9.9%増となりました。これは、電子帳簿保存法の改正、消費税インボイス対応、令和4年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を数多く受注したことによります。
- ④ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率が高いD P S 関連商品の売上高の増加と、新規設備導入により民間企業向けダイレクトメール製造の内製化を進めたことによります。

## **3. 全社に関わる重要な事項**

### **(1) 「サステナビリティ方針」の開示**

東京証券取引所の市場再編に伴うプライム市場への上場や、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応の一環として、「サステナビリティ方針」を策定すると共に、当社がこれまで取り組んできたE S G活動実績をWebサイト（<https://www.tkc.jp/sustainability/>）に公開しました。

### **(2) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応**

コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、引き続き以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- ① クラウドサービス、帳表印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立ち入り禁止、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を継続しています。
- ② 在宅勤務制度、時差通勤制度を実施しています。また、顧客サポートや商談についてもWeb会議システムを積極的に活用しています。

### （3）デジタル庁よりペポルサービスプロバイダーに認定

令和4年8月19日に当社は、日本におけるPeppol（Pan European Public Procurement Online、以下、ペポル）の管理局（Japan Peppol Authority）であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」（本部：ベルギー）から、ペポルサービスプロバイダーに認定されました。

### （4）システムに搭載する機能において特許を取得

以下の2つの特許を取得しました。

- ① 「F Xクラウドシリーズ」に搭載する巡回監査機能（令和4年1月20日取得／特許第7012895号）
- ② 「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」の内部監査支援機能（令和4年4月1日取得／特許第7052135号）

### （5）TKCカスタマーサポートサービス株式会社（TCSS）がHDI「三つ星」を獲得

TKCカスタマーサポートサービス株式会社（TCSS：当社が100%出資するコールセンターサービス専門子会社）は、令和4年2月16日にパッケージソフトウェア業界では他社に先駆けて、HDI-Japanによる格付けベンチマーク「クオリティ格付け」において、最高評価の「三つ星」を獲得しました。

## 4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,500名（令和4年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

## (1) 「黒字決算」と「適正申告」の実現に向けた活動

T K C全国会が掲げる新たな運動方針とその目標達成に向けた営業活動の実施

### ① T K C全国会の新たな運動方針

T K C全国会は、向こう3年間の新たな運動方針として「未来に挑戦するT K C会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」を掲げられました。またその実現に向けて、次の3つの目標を掲げています。

1)優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する

「T K C方式の自計化」の推進

2)租税正義の守護者となる

「T K C方式の書面添付」の推進

3)黒字化を支援し、優良企業を育成する

「巡回監査」と「経営助言」の推進

T K C全国会は、社会に対して巡回監査の実践とコンプライアンスを遵守しながら、企業の黒字化に貢献すると宣誓されています。当社は、これらの3つの目標達成を支援するためT K C方式の自計化推進を軸とした営業活動を展開します。

### ② 優良企業の育成に向けた取り組み

T K Cグループでは、中小企業が目指すべき指標として以下の5つの条件を定めました。

- ・書面添付の実践
- ・中小会計要領への準拠
- ・限界利益額の2期連続増加
- ・自己資本比率が30%以上
- ・税引前当期純利益がプラス

24万社超の決算書データを収録した令和4年版「T K C経営指標（B A S T）」では、この条件を充足した企業を「B A S T優良企業」と定義しています。

T K C会員の指導のもとコンプライアンスを遵守しながら、高付加価値経営に取り組む企業の増加を支援することにより、「T K C会員は地域の優良企業を育成する伴走者である」ことを社会に訴えかけてまいります。

### ③ 365日変動損益計算書の活用促進

T K Cの自計化システム(F Xシリーズ)には、経営者の意思決定を支援する「365日変動損益計算書」を掲載しています。「365日変動損益計算書」は、通常の損益計算書と異なり、変動費と固定費を区分して業績を確認できるため、F Xシリーズを利用している企業経営者は、限界利益(粗利)を意識して経営に取り組めるようになります。当社では、この「365日変動損益計算書」を経営者にとって手放せないツールにさせていただくための啓蒙活動を展開しています。



令和4年9月には経営者自身が「365日変動損益計算書」を活用し、業績を改善した事例がテレビ番組で放映されました（ドキュメント「戦略経営者」／B S 1 1）。このドキュメンタリーは、弊社のホームページにも掲載し、広く視聴していただけるようにしています。今後もこのような広報活動を積極的に実施してまいります。

④ T K C方式の自計化の推進（「F Xシリーズ」の推進）

多くの中小企業は、コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済に備える必要があります。そのため、当社は「F Xシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（365日変動損益計算書、予算登録、部門別管理、資金繰り実績表、当期決算の先行き管理）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「日常業務レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」の活用や、「戦略給与情報システム（P X 2）」との給与仕訳の連携などを支援しています。

なお、クラウド型の財務会計システムである「F Xクラウドシリーズ」を利用している企業では、経営者自らが高い頻度でシステムにアクセスし、自社の業績を確認する傾向があることが分かってきました。これは、いつでも・どこでも自社の業績を確認できるクラウドのメリットだと言えます。当社は、「F Xクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援します。なお、こうした活動の結果、令和4年9月末日現在でF Xシリーズの導入件数は約29万9,000件となりました。

⑤ 電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されました。これにより、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、①過去の仕訳データの加除訂正履歴（トレーサビリティ）を残している「優良な電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条および第5条の要件を満たす電子帳簿）と、②帳簿の加除訂正履歴を残さない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿）に区別されることになりました。「その他の電子帳簿」が認められたことは、「帳簿の証拠力」を消滅させる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたこととなります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「F Xシリーズ」の利用促進を全国的に展開しています。また、改正電子帳簿保存法により電子取引データの電子保存の義務化への対応も求められています。令和5年12月までは紙での保存も宥恕されていますが、全ての事業者がそれまでに対応を迫られることとなります。「F Xシリーズ」は電子取引データを電子保存できる機能を標準搭載しており、その活用を支援しています。



## ⑥ 消費税インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日に消費税インボイス制度が開始されます。消費税の課税事業者は、制度開始までに適格請求書発行事業者の登録申請、適格請求書の発行への対応、適格請求書からの仕訳計上方法の学習等の準備を進める必要があります。

このような対応の支援を会計事務所が関与先企業にスムーズに行えるよう、当社ではオンデマンド研修の整備や説明資料の提供等を進めています。また、関与先企業が「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出して受理された場合に通知される「事業者登録番号」を国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトから検索し、OMSクラウドの関与先基本情報データベース(CDB)に一括登録できる機能を提供開始しました。また、FXシリーズに登録されている「取引先マスター」の取引先名と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトと照らし合わせて「事業者登録番号」を登録・更新できる機能を搭載しています。これによって、FXシリーズ利用企業は、その取引が適格請求書発行事業者と行ったものかどうかを判定できるようになり、正確な消費税計算を行えるようになります。また、消費税インボイス制度に対応した新しい仕訳入力画面や新たな課税区分などの設計も完了し、これらのレベルアップ内容をTKC会員に案内することにより安心感と信頼感を醸成しています。

なお、令和4年8月19日に当社は、日本におけるPeppol (Pan European Public Procurement Online (以下、ペポル))の管理局 (Japan Peppol Authority) であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」(本部：ベルギー) から、国内初のペポルサービスプロバイダーにいち早く認定されました。TKCの自計化システムは、このインフラを活用し、ペポルに準拠したデジタル・インボイスの発行と受取を標準的に行えるよう機能強化します。

## ⑦ 「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書の場合は税務署に対して電子申告した直後となります。また、当社は「TKCモニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

- 1) TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」
- 2) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
- 3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「ＴＫＣモニタリング情報サービス」は令和４年９月末現在、全国全ての地方銀行(64行)を含む478金融機関に採用されています。また、全国の信用保証協会(51協会)のうち、74.5%にあたる38協会で当サービスが利用されています。それにより同サービス利用件数は31万件を突破しました。

コロナ禍において中小企業の過剰債務問題が顕在化し始めている中、「ＴＫＣモニタリング情報サービス」は、ＴＫＣ会員が月次巡回監査によってその適法性、正確性および適時性を確認した月次試算表、年度決算書、税務申告書が金融機関に迅速に提供される点において、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。当サービスは、中小企業を伴走型で支援する金融機関とＴＫＣ会員の架け橋となることが期待されています。

#### ⑧ 会員導入（ＴＫＣ全国会への入会促進）

ＴＫＣ全国会では、引き続きＴＫＣ会員事務所数を１万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、ＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会などと密接に連携し、Ｗｅｂセミナーを積極的に開催するなどの活動を展開しました。

この結果として令和４年９月末日現在のＴＫＣ会員事務所数は9,900事務所、会員数は１万1,500名となっています。なお事務所数と会員数に違いがあるのは、１事務所に複数会員が所属する場合があるためです。

### （２）「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

#### ① 「中小会計要領」の普及支援活動

ＴＫＣ全国会では、中小企業が準拠すべき会計基準として、平成24年２月に制定された「中小企業会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

中小会計要領は、①自社の経営状況の把握に役立つ会計②利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計③会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計④中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたＴＫＣ全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

#### ② 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、ＴＫＣ会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などが客観的にＴＫＣ会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、ＴＫＣ会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。

これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、ＴＫＣ会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。令和４年１月からＴＫＣシステムで会計処理と税務申告処理を行い、記帳適時性証明書が発行された個人事業者を対象として、青色申告決算書等を「ＴＫＣモニタリング情報サービス」を利用して金融機関に提出できるように機能強化しました。今後もさらなる金融機関との連携強化を支援します。

### （３）大企業市場への展開

当社は、ＴＫＣシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をＴＫＣ会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

#### ① グループ通算制度への対応

令和４年４月１日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度が適用されました。グループ通算制度を適用する法人は、親法人および各子法人が法人税申告を電子申告にて行うこととされています。

当社は、これまで資本金１億円超の大企業の電子申告義務化への対応を積極的に支援してまいりました。また、当社ではこれまで培ったノウハウを生かし、グループ通算制度に対応する「グループ通算申告システム（ｅ－ＴＡＸグループ通算）」を開発し、８月より提供開始しました。グループ通算制度を適用される企業グループが円滑に対応できるように、ＴＫＣ全国会中堅・大企業支援研究会（令和４年９月末日現在の会員数は１,５４５名）と連携し支援しています。それにより、令和４年９月末日現在で約２万１,０００社あるといわれる資本金１億円超の企業の約４０％において「法人電子申告（ASP1000R）」「連結納税システム（eConsoliTax）」「グループ通算申告システム（ｅ－ＴＡＸグループ通算）」をご利用いただいています。

#### ② 改正電子帳簿保存法、消費税インボイス制度への対応

令和４年１月から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されるとともに電子取引データの電子保存が義務化されました（令和５年１２月末まで宥恕措置あり）。さらに、令和５年１０月から消費税インボイス制度が開始されるため、現在、デジタルインボイスの標準仕様の策定とその普及に向けた取り組みが進められています。これらの法改正への対応を支援するため「中堅・大企業のためのインボイス制度対応セミナー」を開催し、約３,６００名の申し込みを得ました。

また、改正電子帳簿保存法に対応した「インボイス・マネジャー」を令和4年1月から提供開始し、令和4年9月末日現在、中堅・大企業の350社に導入しています。

### ③ 海外子会社の業績管理支援

海外に展開している日本企業において、コロナウイルスによる渡航制限で在外法人を訪問できないことや、ウクライナ情勢による資源価格の高騰、物流の分断等による業績への変動リスクの増加等の問題が顕在化しています。当社が提供する「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」は、海外子会社の財務データを日本にしながら確認できるクラウドサービスであり、このような課題を抱えている企業での採用が増加しています。現在、OBMonitorは1,200社超に採用され、世界38カ国で活用されています。また、金融機関とビジネスマッチング契約を締結し、海外に展開している取引先企業に業績管理や会計処理のミス・不正の発見・牽制を支援する目的で提案・採用されています。既に全国9金融機関とビジネスマッチング契約を締結しており、今後も提携する金融機関を拡大していく予定です。

### ④ 大企業市場でのシェア拡大とT K C会員の関与先拡大

このような活動の結果、「T K C連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和4年9月末日現在で約5,000企業グループとなりました。また、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち91%の企業が当社のシステムを利用しています。これにより、日本の上場企業における市場シェアは42%となりました。

## （4）法律情報データベースの市場拡大

### ① 「T K Cローライブラリー」の利用拡大

当社は、リーガルリサーチにおける「T K Cローライブラリー」の利用価値を高めるため、判例等の基本サービスと関連する法律専門誌等の記事の拡充に取り組んでいます。また、これらのコンテンツをセットにしたT K Cローライブラリーの「法律事務所向け」「企業法務部門向け」のパックサービスの普及に取り組んでいます。コロナウイルスによってオンラインで業務を遂行することが当たり前となった現在、資料室や図書館などを利用したリーガルリサーチに代わり、当パックサービスを利用していただくケースが主流となりつつあります。このような状況において、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌の記事をいつでもどこでも利用できるT K Cローライブラリーの評価は高まっており、利用者数やコンテンツの追加契約が増加しています。また、令和3年6月にT K Cローライブラリーのオプションサービスとして、法律、会計、税務、経営等の専門分野の書籍をP D Fで閲覧できるサービス「Legal Book Search」の提供を開始しました。このサービスは、弁護士等が書籍情報を無償で検索し、P D F化された書籍をタブレットやパソコンで閲覧（有償）できる定額制のサービスです。新刊も含め随時追録しており、閲覧可能な書籍は令和4年9月末日現在、990冊を超えました。

当期においては、T K C会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのオンライン提案活動を実施した結果、ユーザー数は57,000 I Dを超え、令和4年9月末日現在で25,000超の諸機関で利用されています。

## ②アカデミック市場における展開

多くの大学・法科大学院は、コロナウイルスにより対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の授業を実施しています。当社が提供する「T K C教育研究支援システム」「T K Cローライブラリー」などのシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社をしのぐ多種多様なコンテンツを収録すると共に、レポートの提出、オンライン演習、テスト機能等を搭載しています。これらの特長が教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されており、大学のオンラインによる学習環境整備に貢献しています。また、大学の法学部に提供しているオンライン学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定、法学検定試験等）は、令和4年9月末日現在で27校が利用しています。現在、多くの資格試験がCBT/IBT方式によるコンピューター利用試験を採用しているため、オンライン試験対策としても有効な当社のオンライン学習ツールの活用を、資格試験の実施団体や受験生に訴求してまいります。

## 5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

当社は、地方公共団体に対して、「T K C行政クラウドサービス」を提供しています。これは、「T A S Kクラウドサービス」と「T A S Kアウトソーシングサービス」から構成されるクラウドサービスです。この「T A S Kクラウドサービス」は、住民基本台帳や税務情報などを管理する「基幹系関連サービス」、財務会計（公会計）や給与計算などの「内部情報系関連サービス」、行政手続きのオンライン申請などの「行政サービス・デジタル化支援サービス」で構成しており、令和4年9月末日現在で1,100団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用いただいています。

### （1）基幹系サービスの開発・提供

当社が提供する「T A S Kクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施しています。



「TASKアウトソーシングサービス」は、「基幹系関連サービス」の顧客市区町村を対象として納税通知書や選挙入場券などの大量一括出力処理を支援するサービスです。当期は、新型コロナウイルスの追加接種（3回目接種）に係るシステム対応を迅速に行い、顧客市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。こうした点が評価され、「基幹系関連サービス」は令和4年9月末日現在で約170団体に採用されています。

## （2）行政サービス（各種手続き）のデジタル化・オンライン化の支援

当社は、自治体DX推進に貢献すべく〈来させない・待たせない・書かせない〉窓口サービスの実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援サービス」を提供しています。

当期は、「TASKクラウドスマート申請システム」、「TASKクラウドかんたん窓口システム」、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の大幅な機能強化を行いました。これらのサービスの活用を提案した結果、当期末において「TASKクラウドスマート申請システム」は大阪市、横浜市など政令指定都市を含む約30団体に、「TASKクラウドかんたん窓口システム」は約40団体に、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は約140団体に採用されています。

## （3）地方税税務手続きのデジタル化の支援

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するeLTAx(地方税ポータルシステム) 審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和4年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。当期においては、令和5年4月から開始される地方税の共通納税システムにおける税目拡大に向けたシステム導入支援作業をパートナー企業と共に取り組んでいます。

## （4）地方公会計制度に完全準拠した財務会計システムの開発・提供

当社では、総務省が策定した統一的な基準に基づく財務書類作成機能と「日々仕訳方式」に対応した「TASKクラウド公会計システム」およびその関連システムとして「TASKクラウド固定資産管理システム」、「TASKクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。当期においては、＜財政状況の見える化による持続可能な財政運営＞および＜電子決裁や電子請求書連携などによる内部事務のDX推進＞を支援する機能を拡充した次世代版公会計システムの提供も開始しました。その結果、「TASKクラウド公会計システム」は令和4年9月末日現在で約300団体に採用されています。

## （５）次世代製品の研究・開発

令和４年10月７日に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定され、地方公共団体は、令和７年度末までに基幹業務システム（20業務）をガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリケーション（標準仕様準拠システム）に移行することが求められています。当社では、地方公共団体を取り巻く環境変化に対応するため、令和３年11月１日に自治体DX推進本部を新設し、地方公共団体情報システム標準化に関する最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

当期においては、デジタル庁の「ガバメントクラウド先行事業」に当社顧客（埼玉県美里町、川島町）の共同提案が採択され、当社はアプリケーション開発事業者として両町とともに当事業へ取り組みました。また、令和４年９月２日に総務省より発表された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】」に記載の〈行政サービスのデジタル化〉を支援するため先進団体との実証事業などを通じて、次世代ソリューションの調査・研究、開発にも継続して取り組んでいます。

## ６．印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス（以下、D P S）事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

D P S分野では、市区町村から衆議院議員選挙および参議院議員選挙の入場券、ワクチン接種事業におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、各税帳票業務を受注したことに加え、民間企業において需要が回復傾向にあるダイレクトメール・通知業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。また、新規設備導入により民間企業向けダイレクトメール製造の内製化を進めたことにより、生産性と利益率の改善を実現しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあることから、売上高は前年に比べて減少しました。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、改正電子帳簿保存法の制度改正、消費税インボイス制度への対応、令和４年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。

なお、印刷事業部門の株式会社T L Pでは、環境配慮を志向するお客さまが環境にやさしい紙製品をお使いいただけるよう、令和４年10月３日付でF S C®森林認証（C o C認証）を取得しました（FSC-C182216）。この認証制度では、適切に管理されたF S C認証林およびその他の管理された供給源からの原材料を用いるとともに、適切な管理と印刷加工が求められています。これに対応することによって紙製品にF S C認証マークを付すことができ、お客さまの環境配慮への取り組みを支援することができるようになりました。



## 1-2. 対処すべき課題

当社グループの次年度業績の見通しは、売上高は69,000百万円を予想しており、営業利益は13,400百万円、経常利益は13,680百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は9,350百万円を見込んでいます。

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

### 1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

当社は、創業以来、顧客の「黒字決算」と「適正申告」の実現を戦略目標に掲げてまいりました。一方で、当社の顧客であるＴＫＣ会員とその関与先企業は、一層厳しさを増す経営環境下において、消費税法改正や電子インボイス、電子帳簿保存法の改正による電子取引、円安、原材料費の高騰、働き方改革、ＤＸの潮流等への対応を求められています。

そのような中で当社は、これまでと同様に、圧倒的なスピード感をもって顧客に有益な情報を提供すると共に、最新のクラウド技術の活用と法令に完全準拠したシステムの開発・提供によって、顧客の業務の生産性向上と「黒字決算」と「適正申告」の実現を支援してまいります。

なお、当社は、ＴＫＣ会員事務所の社会への貢献度をさらに高め、その事業の成功を実現するために、ＴＫＣ全国会の指導の下で、以下の活動を全力で支援してまいります。

次期における当部門の主要な商品・市場戦略は、以下のとおりです。

#### (1) 会計事務所および中小・中堅企業に対する活動

##### ① ＦＸクラウドシリーズの推進

令和２年９月に提供を開始した「ＦＸクラウドシリーズ」の普及と機能のレベルアップを通して、企業経営者の戦略的な意思決定と「黒字決算と適正申告」を支援してまいります。また、改正電子帳簿保存法、改正消費税法に完全対応できるよう、会員事務所とともに電子帳簿・インボイス対応プロジェクトを立ち上げ、「ＴＫＣ経営支援セミナー」等を通じて関与先企業への情報発信の支援を行います。これらの活動を通して、ＴＫＣ方式の自計化を圧倒的に拡大し、関与先企業の電子帳簿保存法と消費税法への完全対応を支援します。

##### ② 「ＴＫＣモニタリング情報サービス」の普及促進

ＴＫＣ全国会が積極的に推進している「ＴＫＣモニタリング情報サービス」は、ＴＫＣ会員が実施する月次巡回監査によって、その適法性、正確性および適時性が確認された月次試算表および決算書等を迅速に開示する手段として、地域の金融機関から非常に高い評価を得ています。

すなわち、中小企業の粉飾決算のリスクが増加している中で、多くの地域金融機関が、

i. 税理士による巡回監査および月次決算の実践

ii. 過去データの加除・訂正（改ざん）を不可とするＴＫＣの自計化システムの活用

- iii.税理士による「中小会計要領」に準拠した決算書の作成
- iv.税理士法第33条の2に基づく「書面添付」の実践、そして
- v.T K Cの「記帳適時性証明書」により、i～ivの事実と「帳簿・決算書・税務申告書の一気通貫」が確認できること。

という事実に大きな関心を寄せています。

「T K Cモニタリング情報サービス」の普及により、関与先企業の決算書等に対する金融機関からの信頼向上を支援し、円滑な資金調達に貢献します。結果としてT K C会員（税理士・公認会計士）が金融機関と連携して企業支援を行える環境整備を支援します。

③ 「認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関）」としてのT K C会員への支援

T K C全国会では、T K C会員に対して認定支援機関として登録し、かつ積極的に活動することを要請しています。それは税理士が中小企業の親身な相談役として、中小企業と社会からの期待に応えるとともに、その職域を拡大させ、ひいては業界の社会的地位の向上につながるものと考えからです。当社では、T K C会員が認定支援機関として行う「ポストコロナ持続的発展計画策定」や「特例事業承継税制」にかかる運動を会社の総力をあげて支援しております。また、その運動の具体的なツールとなる「F Xシリーズ」や「継続M A Sシステム」「T P S 8 0 0 0シリーズ」そして「事業承継計画策定支援システム（サクセス2 0 1 8）」の改善と普及に努めております。

④ 会員導入活動

T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会が開催する「ニューメンバーズフォーラム2022（令和4年11月）のほか、「会計事務所経営セミナー」等へ未入会税理士の参加を促進するなど、T K C全国会と連携した会員導入活動を実施します。併せて新規開業者向けの専用のW e bサイトを構築し、当サイトへのアクセスをきっかけとした会員導入活動を実施します。

**（2）大企業に対する活動**

- ①T K C会員の関与先企業拡大の機会を創出するため、引き続き「T K C連結グループソリューション」の強化・拡充を図り、上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献します。
- ②T K C全国会中堅・大企業支援研究会、同海外展開支援研究会と連携して、大企業に特有な会計や税法、海外子会社管理に関わる各種セミナーなどを行い、大企業市場におけるT K Cグループのブランド認知度の向上に努めます。

- ③令和5年10月から消費税インボイス制度が開始されるため、現在、デジタルインボイスの標準仕様の策定とその普及に向けた取り組みが進められています。改正電子帳簿保存法に対応した「インボイス・マネジャー」にデジタルインボイスに対応した機能を追加し、中堅・大企業のインボイス制度対応を支援します。
- ④令和4年4月よりグループ通算制度が施行され、当社では、令和4年8月にグループ通算制度に対応した「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」を提供開始しました。令和4年度が初のグループ通算制度適用事業年度となることから初回の制度対応を円滑に進められるよう、TKC全国会中堅・大企業支援研究会と連携しシステムの導入・運用を支援します。
- ⑤上場企業の子会社および海外進出企業に対して海外ビジネスモニター「OBMonitor」、統合型会計情報システム「F X 5」、固定資産管理システム「FAManager」の利用拡大を図り、企業のコーポレート・ガバナンスの強化を支援します。

### (3) 法律事務所市場への活動

「TKCローライブラリー」の利用拡大を目指し、「LEX／DBインターネット」などの主要コンテンツの機能強化と実務家の業務を支援するデータベースや法律専門誌各社のデータベースとの連携により、コンテンツの拡充と利用機会を創出するサービスに進化させていきます。さらに「リーガルテックサービス」の提供により、法律事務所などの業務を支援します。

### (4) 顧客へ提供するシステムの「品質」向上とその「サポート」強化

- ①提供システムの品質向上に取り組みます。
- ②TKCシステムユーザーを対象としたヘルプデスク業務の強化に取り組みます。
- ③万が一、システム障害が発生した場合に対応して、迅速かつ直接的な100%顧客救援体制の整備に取り組みます。

## 2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体は、デジタル技術を徹底的に活用した業務改革による「効率的な行政運営」と「住民生活の利便性向上」の早期実現が求められています。当社では、こうした変化をチャンスとして捉え、最新技術を活用したイノベーションの創発を通じて新たな顧客価値の創造とサポート体制の充実を図り、顧客満足度を高めるとともに新規顧客開拓に一層努力してまいります。

次期における当部門の主要な商品・市場戦略は、以下のとおりです。

### (1) 「TASKクラウドサービス」を基軸とした顧客支援の充実と基幹系システム標準化への対応

- ①市区町村における最適な業務プロセスを実現する基幹系業務システムの機能強化と新機能の搭載を図り、顧客支援の充実および市場防衛に取り組みます。

- ②令和8年3月末までを期限とした自治体の情報システムの標準化・共通化に対応すべく、国の策定する「標準仕様」に完全準拠したシステムの開発、およびガバメントクラウドへの移行のための準備を開始しました。
- ③ガバメントクラウドとは、国（デジタル庁）が用意する政府共通のクラウドサービスの利用基盤です。当社においては、ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）で運用・稼働しているシステムをこの基盤に移行し運用・稼働させることになります。
- ④国（デジタル庁）が調達した「ガバメントクラウド先行事業」に当社顧客（埼玉県美里町・川島町）が採択され、当社はアプリケーション事業者として両町とともに当事業に取り組んでいます。当事業では、主にガバメントクラウドへの移行、移行後システムの機能・動作、情報セキュリティ、利用コスト等の検証を実施します。

## **（２）行政サービス（各種手続き）のデジタル化・オンライン化の支援**

- ①市区町村においては「行政サービスのデジタル化」の早期対応が不可欠となっています。これを支援するため、先進的に取り組む団体の協力を得ながら、「ＴＡＳＫクラウドスマート申請システム」と「ＴＡＳＫクラウドかんたん窓口システム」を組み合わせた窓口サービスのデジタル化に向けた一層の機能強化・拡充に取り組めます。
- ②当社システムの活用成果などを広く紹介することで、全国の市区町村における「行政の効率化」と「住民福祉の増進」の実現を支援してまいります。

## **（３）地方税務手続きのデジタル化支援**

- ①地方税共同機構の認定委託先事業者としてまた税務情報システムの提供を通じて、税務業務の効率化を支援する関連サービスの一層の拡充・機能強化を図りその普及促進に取り組めます。
- ②令和5年4月から開始される地方税共通納税税目拡大に向けた導入支援作業に取り組めます。

## **（４）「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」の普及・促進**

- ①令和3年10月から開始した次世代版「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」の普及・促進を図ります。
- ②財政状況の見える化による持続可能な財政運営および電子決裁や、電子請求書連携などによる内部事務のＤＸ推進を支援します。

## **（５）次世代製品の研究・開発**

- ①基幹系システムの標準仕様を見据え、システム対応および高付加価値な独自サービス、機能の研究・開発に取り組めます。
- ②先進団体との実証事業等を通じて、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化などデジタル化を支援する新たなソリューションの研究・開発に取り組めます。

### 3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業を取り巻く経営環境は、ペーパーレス化およびコロナウイルス感染拡大の影響を受けて、ビジネスフォーム需要縮小が一気に加速するなど大きく変化しています。需要が減少していた販促用宣伝媒体であるダイレクトメール（DM）は回復傾向にあるものの、経営環境は依然として厳しい状況にあります。

印刷事業部門においては、D P S 業務やB P O(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)業務に経営資源を集中し、社会や顧客の価値観の変化に対応した新製品・サービスの開発、製品・サービスの更なる品質改善と付加価値向上に取り組み、販路を拡大します。また、令和4年10月3日付で取得したF S C®森林認証（C o C 認証）の制度を活かし、お客さまの「グローバルな諸課題の解決を目指すために掲げられた持続可能な開発目標（S D G s）」への対応を支援します（FSC-C182216）。

### 4. 全社の対処すべき課題

#### （1）法令を完全に遵守したシステムの提供

当社は、関連法令に完全に準拠し最新のI C Tを活用して開発したシステムを提供することによって、会計事務所および地方公共団体の業務を支援しています。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制をより強化していきます。

#### （2）グループ・ガバナンス・システムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規定を体系的にまとめ、グループ・ガバナンス・システムの向上に取り組みます。特に、令和元年6月に経済産業省が策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に対応したグループ・ガバナンス体制を構築し運用しております。

#### （3）働きがいのある組織風土の醸成

当社は、個人とチームワークを尊重した職場づくりに努めるとともに、当社の経営理念である「顧客への貢献」の実現のため従業員の能力開発の支援、「働きがいのある組織風土」の醸成に取り組めます。

#### （4）業務継続性の確保

大規模な自然災害など不測の事態が発生した場合には、全ての顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充に取り組めます。

## **(5) システム障害時の迅速な対応**

万一にも当社システムに障害が発生した場合は、迅速に、すべてのユーザーに対してその影響度を調査し、結果を報告するとともに、被災ユーザーの100%を救援する体制を整えるべく努力しています。

## **(6) 情報セキュリティに対する取り組み**

当社グループは、会計事務所とその関与先企業、並びに地方公共団体に対して、常に最新のICTの活用による各種情報サービスを提供しています。情報セキュリティの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務と考えています。

こうした認識の下、当社グループでは顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただける技術的環境を整備するために、情報セキュリティマネジメントシステム認証「ISO/IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を取得しています。また、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）では、これらに加えて平成27年10月12日にクラウド環境における個人情報保護認証「ISO/IEC27018」を、平成29年6月19日にはISMSクラウドサービスセキュリティ認証「ISO/IEC27017」を取得しています。当社では、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の整備に努めてまいります。

## **1-3. 資金調達等についての状況**

### **① 資金調達の状況**

該当事項はありません。

### **② 設備投資の状況**

該当事項はありません。

### **③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

### **④ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

### **⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

### **⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。



## 1-4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                 | 第 53 期<br>令和元年9月期 | 第 54 期<br>令和2年9月期 | 第 55 期<br>令和3年9月期 | 第 56 期<br>令和4年9月期 |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高                 | 66,120百万円         | 67,814百万円         | 66,221百万円         | 67,838百万円         |
| 経常利益                | 9,669百万円          | 11,685百万円         | 12,673百万円         | 13,677百万円         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 6,721百万円          | 7,821百万円          | 8,686百万円          | 9,317百万円          |
| 1株当たり利益             | 127円76銭           | 148円81銭           | 164円93銭           | 177円62銭           |
| 総資産                 | 96,989百万円         | 97,671百万円         | 103,406百万円        | 109,225百万円        |
| 純資産                 | 73,121百万円         | 77,075百万円         | 83,416百万円         | 87,325百万円         |

(注) 1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2) 第55期の売上高が第54期と比較して減少しているのは、令和3年9月期から「収益認識に関する会計基準」等を早期適用したためです。

3) 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分     | 第 53 期<br>令和元年9月期 | 第 54 期<br>令和2年9月期 | 第 55 期<br>令和3年9月期 | 第 56 期<br>令和4年9月期 |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高     | 60,897百万円         | 63,070百万円         | 61,637百万円         | 63,570百万円         |
| 経常利益    | 8,972百万円          | 11,107百万円         | 12,064百万円         | 13,290百万円         |
| 当期純利益   | 6,262百万円          | 7,472百万円          | 8,293百万円          | 9,076百万円          |
| 1株当たり利益 | 119円04銭           | 142円18銭           | 157円46銭           | 173円04銭           |
| 総資産     | 88,192百万円         | 89,767百万円         | 95,264百万円         | 100,776百万円        |
| 純資産     | 70,622百万円         | 74,714百万円         | 80,491百万円         | 83,993百万円         |

(注) 1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2) 第55期の売上高が第54期と比較して減少しているのは、令和3年9月期から「収益認識に関する会計基準」等を早期適用したためです。

3) 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## 1－5. 重要な親会社及び子会社の状況（令和4年9月30日現在）

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金  | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|------------------------------------|--------|----------|-----------------------|
| 株 式 会 社 T L P                      | 100百万円 | 100%     | 印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売 |
| T K C 保安サービス株式会社                   | 10百万円  | 100%     | 警備・営繕及び清掃業務           |
| 株 式 会 社 ス カ イ コ ム                  | 100百万円 | 100%     | ソフトウェア・プロダクトの開発・販売    |
| T K C カスタマーサポート<br>サ ー ビ ス 株 式 会 社 | 25百万円  | 100%     | ヘルプデスクサービス業務          |
| 株 式 会 社 T K C 出 版                  | 83百万円  | 100%     | 税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作 |

### ③ 企業結合の成果

1. 当社の連結子会社は、上記の子会社の5社であります。
2. 当期の売上高は67,838百万円（前期比2.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,317百万円（前期比7.3%増）であります。

## 1－6. 主要な借入先及び借入額（令和4年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 1-7. 主要な事業内容（令和4年9月30日現在）

| 事業内容                  | 主要サービス・商品                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 売上高比率 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 情報処理サービス              | 1. T K C 総合情報センターによるコンピューター・サービス<br>① 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス<br>② データストレージ・サービス<br>③ ダウンロード・サービス<br>2. T K C インターネット・サービスセンター<br>（T I S C）によるコンピューター・サービス<br>① インターネット・サービス<br>② イントラネット・サービス<br>③ クラウド・コンピューティング・サービス<br>④ データベース・サービス<br>⑤ データストレージ・サービス<br>⑥ データバックアップ・サービス<br>⑦ データセキュリティ・サービス | 39.2% |
| ソフトウェア及びコンサルティング・サービス | 1. 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス<br>2. 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発・提供<br>3. T K C 税務研究所における事例研究と情報提供サービス<br>4. データセキュリティ体制の構築支援のための保守サービス<br>5. ユーザーに対する総合的な教育研修サービス                                                                                                                       | 44.9% |
| 事務代行及び仲介サービス          | 1. 生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務<br>2. 損害保険代理業<br>3. 会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務                                                                                                                                                                                                  | 7.7%  |
| オフィス機器販売              | 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6.7%  |
| サプライ販売                | T K C コンピューター会計システムの利用に伴う事務用品等の販売                                                                                                                                                                                                                                                                | 1.5%  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

個別計算書類等

連結計算書類等

1－8. 主要な営業所（令和4年9月30日現在）

|                      |      |           |
|----------------------|------|-----------|
| 栃木本社（本店）             |      | 栃木県宇都宮市   |
| 東京本社                 |      | 東京都新宿区    |
| システム開発研究所            |      | 栃木県宇都宮市   |
| インターネット・サービスセンター     |      | 栃木県宇都宮市近郊 |
| 統合情報センター（9拠点）        | 北海道  | 北海道札幌市    |
|                      | 東北   | 宮城県仙台市    |
|                      | 栃木   | 栃木県宇都宮市   |
|                      | 東京   | 東京都練馬区    |
|                      | 中部   | 愛知県春日井市   |
|                      | 関西   | 大阪府茨木市    |
|                      | 中四国  | 岡山県岡山市    |
|                      | 九州   | 福岡県古賀市    |
|                      | 沖縄   | 沖縄県那覇市    |
| 統括センター（7拠点）          | 北日本  | 宮城県仙台市    |
|                      | 関東信越 | 埼玉県さいたま市  |
|                      | 首都圏  | 東京都新宿区    |
|                      | 東海北陸 | 愛知県名古屋市   |
|                      | 近畿   | 大阪府大阪市    |
|                      | 中四国  | 岡山県岡山市    |
|                      | 九州   | 福岡県福岡市    |
| SCGサービスセンター（56拠点）    |      |           |
| 地方公共団体事業部地域営業所（13拠点） |      |           |
| サプライ事業部支社（2拠点）       |      |           |

## 1－9. 使用人の状況（令和4年9月30日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人の数  | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,880名 | 29名増        |

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人の数  | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 2,408名 | 10名増   | 40歳0か月 | 16年9か月 |

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

## 1－10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（令和4年9月30日現在）

2-1. 発行可能株式総数 120,000,000株

2-2. 発行済株式の総数 53,462,066株

2-3. 株主数 10,095名

### 2-4. 上位11名の株主

| 株 主 名                               | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|----------|---------|
| 公 益 財 団 法 人 飯 塚 穀 育 英 会             | 75,170百株 | 14.3%   |
| 大 同 生 命 保 険 株 式 会 社                 | 51,380百株 | 9.8%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）             | 50,106百株 | 9.5%    |
| 公 益 財 団 法 人 租 税 資 料 館               | 30,930百株 | 5.9%    |
| T K C 社 員 持 株 会                     | 29,181百株 | 5.5%    |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT        | 25,936百株 | 4.9%    |
| 飯 塚 真 玄                             | 14,626百株 | 2.8%    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 13,582百株 | 2.6%    |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社         | 13,328百株 | 2.5%    |
| あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社 | 11,966百株 | 2.3%    |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社             | 11,966百株 | 2.3%    |

(注) 1. 当社は、自己株式829,472株を保有しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には役員報酬B I P 信託が所有する当社株式206,000株は含めておりません。



## 2-5. その他株式に関する重要な事項

当社は、令和3年11月9日開催の取締役会において、会社法165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

1. 取得対象株式の種類 当社普通株式
2. 取得した株式の総数 300,000株
3. 取得価額 1,033,500,000円
4. 取得日 令和3年11月10日
5. 取得理由 資本効率の向上と株主利益の向上を図るため

## 2-6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### 3-1. 当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

### 3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 4-1. 取締役及び監査役の状況（令和4年9月30日現在）

| 地 位           | 氏 名                        | 担 当                              | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|---------------|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | い い づ か ま さ の り<br>飯 塚 真 規 | 社長執行役員<br>会計事務所事業部長              | T K C カスタマーサポートサー<br>ビス株式会社代表取締役社長                        |
| 代 表 取 締 役     | ひ た か さ と し<br>飛 鷹 聡       | 専務執行役員<br>地方公共団体事業部長             | T K C 保安サービス株式会社代<br>表取締役社長                               |
| 取 締 役         | か わ は し い く お<br>川 橋 郁 夫   | 専務執行役員<br>株式会社スカイコム担当            | 株式会社スカイコム代表取締役<br>社長                                      |
| 取 締 役         | い が ら し や す お<br>五十嵐 康 生   | 常務執行役員<br>会計事務所事業部システム開発<br>研究所長 |                                                           |
| 取 締 役         | な か に し き よ つぐ<br>中 西 清 嗣  | 常務執行役員<br>経営管理本部長                |                                                           |
| 社 外 取 締 役     | お し だ よ し ま さ<br>押 田 吉 真   |                                  | 税理士法人押田会計事務所代表<br>社員                                      |
| 社 外 取 締 役     | い い じ ま じ ゅ ん こ<br>飯 島 純 子 |                                  | 東京虎ノ門法律事務所パートナ<br>ー弁護士                                    |
| 社 外 取 締 役     | こ う が の ぶ ひ こ<br>甲 賀 伸 彦   |                                  | 税理士法人トップマネジメント<br>代表社員                                    |
| 常 勤 監 査 役     | み や し た つ ね お<br>宮 下 恒 夫   |                                  | T K C 保安サービス株式会社監<br>査役<br>T K C カスタマーサポートサー<br>ビス株式会社監査役 |
| 社 外 監 査 役     | と も な が ひ で き<br>朝 長 英 樹   |                                  | 税理士法人朝長英樹税理士事務所<br>代表社員<br>日本税制研究所代表理事                    |
| 社 外 監 査 役     | は ま む ら と も や す<br>浜 村 智 安 |                                  | 税理士法人浜村会計代表社員                                             |

- (注) 1. 飯島純子氏は、婚姻により澤田姓となりましたが旧姓の飯島で業務を執行しております。
2. 監査役朝長英樹氏および監査役浜村智安氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役押田吉真氏、取締役飯島純子氏および取締役甲賀伸彦氏ならびに監査役朝長英樹氏および監査役浜村智安氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- 常勤監査役有野正明氏は、令和3年12月17日開催の第55期定時株主総会終結の時をもちまして辞任により退任いたしました。なお、同氏の退任時における重要な兼職は、当社の完全子会社で連結子会社である株式会社TLP及び株式会社スカイコムの子会社でありました。

#### 4-2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

#### 4-3. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

#### 4－4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

##### (1) 当事業年度に係る報酬等の額

| 区分                 | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |                    | 対象となる役員の<br>員数 |
|--------------------|-----------------|------------------|--------------------|----------------|
|                    |                 | 金銭報酬             | 株式報酬<br>(B I P 信託) |                |
| 取締役<br>(社外取締役を除く。) | 176             | 163              | 12                 | 5名             |
| 監査役<br>(社外監査役を除く。) | 23              | 23               | －                  | 2名             |
| 社外取締役              | 28              | 28               | －                  | 3名             |
| 社外監査役              | 19              | 19               | －                  | 2名             |
| 合 計                | 247             | 234              | 12                 | 12名            |

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役・監査役の支給人員と相違する理由は、令和3年12月17日開催の第55期定時株主総会終結の時をもちまして辞任により退任した監査役1名が含まれていることによります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬B I P 信託）の限度額として、3事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、8名です。また、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。

なお、令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（B I P 信託）を継続することを決定しております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。

4. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役5名に付与した株式報酬制度（役員報酬B I P信託）による報酬額12百万円が含まれております。なお、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役等の株式報酬を業績連動報酬とすることとしております。また、監査役については、監査役会からの申し出により、取締役会決議に基づき、ポイントは付与しておりません。
5. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当社の決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

## (2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、令和3年5月10日開催の取締役会において、当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### ① 役員報酬の体系

役員報酬は、「金銭報酬」と「株式報酬（B I P信託）」で構成されます。

### ② 役員報酬の限度額

平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の金銭報酬の限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬（B I P信託）として、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議により、3事業年度を対象に取締役及び執行役員に500百万円を上限としております。また、各事業年度において支給する報酬総額は、会社法第361条および第387条に基づく株主総会決議による役員報酬限度額の範囲内とし、かつ前期に達成した全社限界利益額の1%以内としております。

なお、ここでいう役員報酬とは、取締役の金銭報酬および株式報酬、監査役の金銭報酬、並びに取締役ではない執行役員の執行役員手当のうち株式報酬部分をいいます。

（注）令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（B I P信託）を継続することを決定しております。

### ③ 役員報酬の決定に関する方針

#### 1) 執行役員を兼務する取締役の報酬に関する方針

a) 執行役員を兼務する取締役報酬の増額改定は、次の2つを全て達成した時に行うことができるものとします。

- ・ T K C 単体決算における全社売上高、限界利益、経常利益の前年比の成長。
- ・ T K C 単体決算における自己資本比率83%以上の実現。

ただし、自己資本比率の計算からは投資有価証券のうち政策保有株式の評価差額の影響を除外するものとします。

さらに、関係会社を吸収合併する等の理由により、一時的に資産、負債および純資産の額が大きく変動する場合は、その影響を除外するものとします。

また、全社売上高、限界利益、経常利益の前年比について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

b) 執行役員を兼務する取締役の報酬は、担当部門における限界利益の前期比を指標として業績達成状況を評価し、取締役会において決定します。また、限界利益について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

c) 上記b)に加え、役員改選後の重任時に上記a)b)への貢献度によって在任年数に関する加算を検討できるものとします。

d) なお、担当部門の業績が2期連続して目標未達の場合は、翌年の報酬額を減額します。また、重大な事故又は損失等を発生させた場合も、報酬額等を減額する場合があります。

#### 2) 執行役員を兼務しない取締役の報酬に関する方針

a) 執行役員を兼務しない取締役は、業績評価の対象外とします。

b) 執行役員を兼務しない取締役のうち、社外取締役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

#### 3) 監査役の報酬に関する方針

a) 監査役は、業績評価の対象外とし、金銭報酬のみとします。

b) 監査役のうち、社外監査役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

#### 4)取締役ではない執行役員の報酬に関する基本方針

- a)取締役ではない執行役員には、従業員給与に加えて執行役員手当を支給します。
- b)取締役ではない執行役員の執行役員手当は、金銭報酬および株式報酬で構成します。
- c)執行役員手当は以下の4点を勘案して業績評価を行い、取締役会において決定します。
  - ・担当部門の業績達成状況。
  - ・本人によるマーケティングまたはイノベーションの成果。
  - ・担当業務の専門性および本人の部門業績改善への貢献度。
  - ・役位および当該役位における在任年数。

なお、担当部門の目標を2期継続して未達成の場合および重大な事故又は損失等を発生させた場合は、期中においても執行役員手当の支給を停止することができるものとします。

#### ④ 役員報酬の決定方法

当社は、取締役の報酬に関して、委員長および委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について審議し、取締役会に答申しております。

- 1)取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続
- 2)取締役及び役付執行役員の選解任
- 3)取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針
- 4)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬の決定に関する方針
- 5)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬
- 6)子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬
- 7)その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

#### ⑤ 信託を用いた株式報酬制度の一部変更

令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、株式報酬（BIP信託）を従来の役位等に基づきポイントを付与する方式から業績連動型に変更することをご承認いただきました。

これは、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年9月30日で終了する事業年度において、第一条件として全社の売上高および経常利益が増収増益で終了したこと、および第二条件として当社単体の自己資本比率が80%超であったことを要件とし、全社業績目標（限界利益および経常利益）の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の0%から120%の範囲でポイントを付与する方法への変更となります。



また、監査役会からの申し出を受け、令和2年1月度定例取締役会において監査役へのポイントを付与しないことを決議しております。当事業年度においては、変更後の制度に基づき株式報酬額を算定しております。

なお、取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイントのままとし変更するものではありません。

#### ⑥ 算定方法

ポイント = (月額役員報酬額 ÷ 信託平均取得株価 × 50% × 限界利益額の前年対比比率) + (月額役員報酬額 ÷ 信託平均取得株価 × 50% × 経常利益額の前年対比比率)

※1：信託平均取得株価とは、当該株式報酬（BIP信託）の設定に際して、本信託により取得された会社株式の平均取得株価をいいます。

※2：限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。当社は、限界利益率を重要な経営指標と見なしており、その目標値を60%に設定しています。

※3：限界利益および経常利益の前年対比比率は、0%から120%の範囲で変動します。

### 4-5. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4－6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等の重要な兼職に関する事項

| 地 位   | 氏 名     | 兼 職 す る 法 人 等              | 兼 職 の 内 容    |
|-------|---------|----------------------------|--------------|
| 取締役   | 押 田 吉 真 | 税理士法人押田会計事務所               | 代表社員         |
| 取締役   | 飯 島 純 子 | 東京虎ノ門法律事務所                 | パートナー弁護士     |
| 取締役   | 甲 賀 伸 彦 | 税理士法人トップマネジメント             | 代表社員         |
| 監 査 役 | 朝 長 英 樹 | 税理士法人朝長英樹税理士事務所<br>日本税制研究所 | 代表社員<br>代表理事 |
| 監 査 役 | 浜 村 智 安 | 税理士法人浜村会計                  | 代表社員         |

- (注) 1. 当社と税理士法人押田会計事務所との間には開示すべき重要な取引はございません。
2. 当社と東京虎ノ門法律事務所との間には開示すべき重要な取引はございません。
3. 当社と税理士法人トップマネジメントとの間には開示すべき重要な取引はございません。
4. 当社と税理士法人朝長英樹税理士事務所及び日本税制研究所との間には開示すべき重要な取引はございません。
5. 当社と税理士法人浜村会計との間には開示すべき重要な取引はございません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係  
該当事項はありません。

### ③ 各社外役員の主な活動状況

| 氏 名     | 地 位   | 出 席 回 数 |         | 発言状況および期待される役割に関して行った<br>職 務 の 概 要                                                                                                                                                                    |
|---------|-------|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |       | 取 締 役 会 | 監 査 役 会 |                                                                                                                                                                                                       |
| 押 田 吉 真 | 取 締 役 | 13回／14回 | —       | T K C全国会システム委員会の委員長を長年務めた経験と知見に基づき、当社のシステムおよびサービスの開発・普及に関して客観的・独立的な見地から有益な助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。                                            |
| 飯 島 純 子 | 取 締 役 | 13回／14回 | —       | コーポレートガバナンス・コードの主旨に則った取締役等の選解任方針・手続きおよび役員報酬制度の検討・設計等について、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識に基づいた客観的・独立的な見地の提言を行いました。指名・報酬諮問委員会の委員長として、当社の取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。 |
| 甲 賀 伸 彦 | 取 締 役 | 13回／14回 | —       | T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員長としての経験と知見に基づき、T K C会員を増加させるための活動および新たにT K C全国会に入会する税理士・公認会計士のフォロー活動について、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。       |

| 氏 名     | 地 位   | 出 席 回 数 |       | 発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |       | 取締役会    | 監査役会  |                                                                                                                                                                                                                            |
| 朝 長 英 樹 | 監 査 役 | 13回／14回 | 7回／7回 | 税務分野での長年の経験や知見に基づき、取締役会における決議が法令等に違反する虞があるか、必要に応じて質問・意見などの発言を行いました。また、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化ならびに当社のコンプライアンス向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。 |
| 浜 村 智 安 | 監 査 役 | 13回／14回 | 7回／7回 | 税理士・監査役・会計参与として数多くの企業に携わり培ってきた経営管理の知見に基づき、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化ならびに当社のコンプライアンス向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。                             |

④ 親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 5－1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

### 5－2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### 5－3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### 5－4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

### 5－5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 5－6. 当事業年度に係る報酬等の額

46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」（平成30年8月17日 公益社団法人日本監査役協会）を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。

### 5-7. 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会 令和元年8月1日）」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として12百万円を支払っております。

### 5-8. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

### 5-9. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|-----------|---------|--------------|---------|
| (資産の部)    |         | (負債の部)       |         |
| 流 動 資 産   | 35,080  | 流 動 負 債      | 15,500  |
| 現金及び預金    | 25,071  | 買入掛金         | 2,847   |
| 売掛金       | 7,338   | リース負債        | 362     |
| 契約資産      | 391     | 未払金          | 1,804   |
| リース投資資産   | 362     | 未払法人税等       | 3,132   |
| 商品        | 110     | 未払事業所得税      | 57      |
| 仕掛品       | 0       | 未払消費税等       | 732     |
| 原材料及び貯蔵品  | 96      | 契約負債         | 1,104   |
| 前払費用      | 818     | 前受金          | 392     |
| 未収入金      | 160     | 預り金          | 347     |
| 貸倒引当金     | 741     | 賞与引当金        | 4,430   |
|           | △11     | 工事損失引当金      | 65      |
| 固定資産      | 65,696  | 設備未払金        | 223     |
| 有形固定資産    | 14,900  | 固定負債         | 1,282   |
| 建物        | 6,449   | リース負債        | 198     |
| 構築物       | 162     | 退職給付引当金      | 382     |
| 車両運搬具     | 13      | 株式給付引当金      | 306     |
| 工具、器具及び備品 | 1,750   | その他          | 394     |
| 土地        | 6,525   | 負債合計         | 16,783  |
| 無形固定資産    | 4,608   | (純資産の部)      |         |
| ソフトウェア    | 3,020   | 株 主 資 本      | 84,153  |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,565   | 資本           | 5,700   |
| 電話加入権     | 22      | 資本剰余金        | 5,712   |
| その他       | 0       | 資本準備金        | 5,409   |
| 投資その他の資産  | 46,186  | その他の資本剰余金    | 302     |
| 投資有価証券    | 18,380  | 利益剰余金        | 75,101  |
| 関係会社株     | 1,389   | 利益準備金        | 688     |
| 出資金       | 0       | その他利益剰余金     | 74,412  |
| 長期貸付金     | 65      | 別途積立金        | 67,157  |
| 長期前払費用    | 393     | 繰越利益剰余金      | 7,255   |
| 繰延税金資産    | 6,809   | 自己株          | △2,359  |
| 長期預金      | 17,500  | 評価・換算差額等     | △160    |
| 差入保証金     | 1,391   | その他有価証券評価差額金 | △160    |
| 長期リース投資資産 | 198     | 純資産合計        | 83,993  |
| その他       | 58      | 負債及び純資産合計    | 100,776 |
| 資産合計      | 100,776 |              |         |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 63,570 |
| 売上原価         | 17,788 |
| 売上総利益        | 45,781 |
| 販売費及び一般管理費   | 32,895 |
| 営業利益         | 12,886 |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息         | 69     |
| 受取配当金        | 190    |
| 受取地代家賃       | 158    |
| 助成金の収入       | 9      |
| その他          | 78     |
| 営業外費用        |        |
| 賃料原価         | 103    |
| その他          | 0      |
| 経常利益         | 13,290 |
| 特別利益         |        |
| 固定資産売却益      | 1      |
| 特別損失         |        |
| 固定資産売却損      | 0      |
| 固定資産除却損      | 28     |
| 税引前当期純利益     | 13,264 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,775  |
| 法人税等調整額      | △587   |
| 当期純利益        | 9,076  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

個別計算書類等

連結計算書類等

## 株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |              |             |       |              |             |             |        |            |
|-------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-------|--------------|-------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金 |              |             |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |       | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他<br>利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |       |       |              |             |       | 別途積立金        | 繰越<br>利益剰余金 |             |        |            |
| 当期首残高                   | 5,700 | 5,409 | 302          | 5,711       | 688   | 63,057       | 6,263       | 70,009      | △1,352 | 80,069     |
| 当期変動額                   |       |       |              |             |       |              |             |             |        |            |
| 別途積立金の積立                |       |       |              |             |       | 4,100        | △4,100      | －           |        | －          |
| 剰余金の配当                  |       |       |              |             |       |              | △3,985      | △3,985      |        | △3,985     |
| 当期純利益                   |       |       |              |             |       |              | 9,076       | 9,076       |        | 9,076      |
| 自己株式の取得                 |       |       |              |             |       |              |             |             | △1,035 | △1,035     |
| 自己株式の処分                 |       |       | 0            | 0           |       |              |             |             | 27     | 27         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |       |       |              |             |       |              |             |             |        |            |
| 当期変動額合計                 | －     | －     | 0            | 0           | －     | 4,100        | 991         | 5,091       | △1,007 | 4,083      |
| 当期末残高                   | 5,700 | 5,409 | 302          | 5,712       | 688   | 67,157       | 7,255       | 75,101      | △2,359 | 84,153     |

|                         | 評価・換算差額等             |                    | 純資産合計  |
|-------------------------|----------------------|--------------------|--------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・<br>換算差額等<br>合計 |        |
| 当期首残高                   | 422                  | 422                | 80,491 |
| 当期変動額                   |                      |                    |        |
| 別途積立金の積立                |                      |                    | －      |
| 剰余金の配当                  |                      |                    | △3,985 |
| 当期純利益                   |                      |                    | 9,076  |
| 自己株式の取得                 |                      |                    | △1,035 |
| 自己株式の処分                 |                      |                    | 27     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △582                 | △582               | △582   |
| 当期変動額合計                 | △582                 | △582               | 3,501  |
| 当期末残高                   | △160                 | △160               | 83,993 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式  
移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券  
償却原価法
- (3) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料  
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
  - ① ソフトウエア
    - 1) 市場販売目的のソフトウエア  
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
    - 2) 自社利用のソフトウエア  
社内における利用可能期間を5年とする定額法

- ② その他  
定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

##### (5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

##### (1) 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

## (2) ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

## (3) コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

## (4) オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

## 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## III 表示方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当事業年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度より、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めていた「契約資産」および「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」を独立掲記しております。

## IV 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## V 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「V 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

## VI 貸借対照表に関する注記

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 17,664百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 |           |
| （1）関係会社に対する短期金銭債権     | 278百万円    |
| （2）関係会社に対する長期金銭債権     | 65百万円     |
| （3）関係会社に対する短期金銭債務     | 430百万円    |

## VII 損益計算書に関する注記

|           |          |
|-----------|----------|
| 関係会社との取引高 |          |
| （1）売上高    | 76百万円    |
| （2）仕入高    | 3,203百万円 |
| （3）営業費用   | 2,530百万円 |
| （4）営業取引以外 | 125百万円   |

## VIII 株主資本等変動計算書に関する注記

|                  |      |            |
|------------------|------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の数 | 普通株式 | 1,035,472株 |
|------------------|------|------------|



## Ⅸ 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| ソフトウェア制作費等            | 2,730百万円 |
| 賞与引当金                 | 1,351百万円 |
| 退職給付引当金               | 116百万円   |
| 退職給付信託                | 1,872百万円 |
| 未払事業税                 | 174百万円   |
| 投資有価証券評価損             | 229百万円   |
| 賞与引当金に対応する法定福利費       | 202百万円   |
| 資産除去債務                | 106百万円   |
| 減損損失                  | 112百万円   |
| 株式給付引当金               | 93百万円    |
| その他                   | 428百万円   |
| 小計                    | 7,418百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △578百万円  |
| 評価性引当額小計              | △578百万円  |
| 繰延税金資産合計              | 6,839百万円 |

#### 繰延税金負債

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 30百万円    |
| 繰延税金負債合計        | 30百万円    |
| 繰延税金資産の純額       | 6,809百万円 |

## X 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社

| 属性   | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                  | 取引の内容                        | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|------|----------------|------------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|---------------|-----|---------------|
| 関連会社 | アイ・モバイル(株)     | 東京都<br>渋谷区 | 100                       | 情報提供<br>サービス業     | (所有)<br>直接30.0                | ホームペー<br>ジサービス<br>開発・保守<br>の委託 | 資金の回収<br>(注)<br>利息の受取<br>(注) | 43<br>2       | 貸付金 | 120           |

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 2. 役員及び個人主要株主等

| 属性                                                 | 会社等の名称<br>又は氏名                 | 所在地                    | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|----------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------------------|---------------|----------------------|---------------|-----|---------------|
| 役員及び<br>その近親<br>者が議決<br>権の過半<br>数を所有<br>している<br>会社 | 税理士法人<br>押田会計事<br>務所<br>(注2)   | 神奈川<br>県横浜<br>市        | 4                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 24            | 売掛金 | 2             |
|                                                    | 税理士法人<br>大藤会計事<br>務所<br>(注3)   | 宮城県<br>仙台市<br>宮城野<br>区 | 9                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 26            | 売掛金 | 1             |
|                                                    | 税理士法人<br>トップマネ<br>ジメント<br>(注4) | 北海道<br>釧路市             | 9                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 11            | 売掛金 | 4             |
|                                                    | 税理士法人<br>浜村会計<br>(注5)          | 栃木県<br>宇都宮<br>市        | 3                         | 税理士<br>法人         | —                             | 情報処理の<br>受託等  | 情報処理の<br>受託等<br>(注1) | 16            | 売掛金 | 1             |

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役押田吉真氏の共同設立法人であります。
3. 当社相談役角一幸氏（当社元取締役）の近親者の共同設立法人であります。
4. 当社取締役甲賀伸彦氏の共同設立法人であります。
5. 当社監査役浜村智安氏の共同設立法人であります。

## **XI 1 株当たり情報に関する注記**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,602円11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 173円04銭   |

## **XII 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## **XⅢ 収益認識に関する注記**

連結注記表「XI 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

株式会社 T K C  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TKCの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                      | 金 額            |
|------------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                | <b>(負 債 の 部)</b>         |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>40,715</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>17,679</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 29,920         | 買 掛 金                    | 2,973          |
| 受 取 手 形 金              | 47             | 電 子 記 録 債 務              | 799            |
| 売 掛 金                  | 7,881          | 1年内返済予定の長期借入金            | 71             |
| 契 約 資 産                | 391            | リ ー ス 債 務                | 492            |
| リ ー ス 投 資 資 産          | 362            | 未 払 金                    | 2,187          |
| 商 品 及 び 製 品            | 278            | 未 払 法 人 税 等              | 3,167          |
| 仕 掛 品                  | 69             | 未 払 消 費 税 等              | 819            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 146            | 契 約 負 債                  | 1,104          |
| そ の 他                  | 1,630          | 賞 与 引 当 金                | 4,953          |
| 貸 倒 引 当 金              | △12            | 工 事 損 失 引 当 金            | 65             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>68,510</b>  | そ の 他                    | 1,044          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>17,153</b>  | <b>固 定 負 債</b>           | <b>4,219</b>   |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 7,651          | 長 期 借 入 金                | 142            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 501            | リ ー ス 債 務                | 481            |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 1,820          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 2,806          |
| 土 地                    | 6,802          | 株 式 給 付 引 当 金            | 306            |
| リ ー ス 資 産              | 376            | そ の 他                    | 482            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,666</b>   | <b>負 債 合 計</b>           | <b>21,899</b>  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 3,073          | <b>(純 資 産 の 部)</b>       |                |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 1,567          | <b>株 主 資 本</b>           | <b>88,672</b>  |
| そ の 他                  | 25             | 資 本 金                    | 5,700          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>46,689</b>  | 資 本 剰 余 金                | 6,589          |
| 投 資 有 価 証 券            | 18,644         | 利 益 剰 余 金                | 78,743         |
| 関 係 会 社 株 式            | 103            | 自 己 株 式                  | △2,359         |
| 長 期 貸 付 金              | 65             | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>△1,346</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 8,032          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | △138           |
| 長 期 預 金                | 17,700         | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額  | △1,207         |
| 差 入 保 証 金              | 1,486          | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>87,325</b>  |
| 長 期 リ ー ス 投 資 資 産      | 198            | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>109,225</b> |
| そ の 他                  | 458            |                          |                |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>109,225</b> |                          |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             |        | 金 | 額     |
|-----------------|--------|---|-------|
| 売上高             | 67,838 |   |       |
| 売上原価            | 19,909 |   |       |
| 売上総利益           | 47,929 |   |       |
| 販売費及び一般管理費      | 34,578 |   |       |
| 営業利益            | 13,351 |   |       |
| 受取利息            | 70     |   |       |
| 受取配当金           | 176    |   |       |
| 受取地代家賃          | 47     |   |       |
| 助成金収入           | 9      |   |       |
| 持分法による投資利益      | 3      |   |       |
| その他             | 98     |   | 407   |
| 営業外費用           |        |   |       |
| 支払利息            | 1      |   |       |
| 支課徴金            | 20     |   |       |
| 違約金             | 58     |   |       |
| その他             | 1      |   | 80    |
| 経常利益            | 13,677 |   |       |
| 特別利益            |        |   |       |
| 固定資産売却益         | 3      |   | 3     |
| 特別損失            |        |   |       |
| 固定資産売却損         | 0      |   |       |
| 固定資産除却損         | 30     |   | 30    |
| 税金等調整前当期純利益     | 13,650 |   |       |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,976  |   |       |
| 法人税等調整額         | △643   |   | 4,332 |
| 当期純利益           | 9,317  |   |       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 9,317  |   |       |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |        |        |
|---------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 5,700 | 6,589 | 73,411 | △1,352 | 84,348 |
| 当期変動額               |       |       |        |        |        |
| 剰余金の配当              |       |       | △3,985 |        | △3,985 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |       |       | 9,317  |        | 9,317  |
| 自己株式の取得             |       |       |        | △1,035 | △1,035 |
| 自己株式の処分             |       | 0     |        | 27     | 27     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |        |        |        |
| 当期変動額合計             | －     | 0     | 5,331  | △1,007 | 4,324  |
| 当期末残高               | 5,700 | 6,589 | 78,743 | △2,359 | 88,672 |

|                     | その他の包括利益累計額      |                  |                   | 純資産合計  |
|---------------------|------------------|------------------|-------------------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 退職給付に係る調<br>整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |
| 当期首残高               | 449              | △1,382           | △932              | 83,416 |
| 当期変動額               |                  |                  |                   |        |
| 剰余金の配当              |                  |                  |                   | △3,985 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |                  |                   | 9,317  |
| 自己株式の取得             |                  |                  |                   | △1,035 |
| 自己株式の処分             |                  |                  |                   | 27     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △588             | 174              | △414              | △414   |
| 当期変動額合計             | △588             | 174              | △414              | 3,909  |
| 当期末残高               | △138             | △1,207           | △1,346            | 87,325 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5 社
- (2) 連結子会社の名称  
株式会社 T L P  
株式会社スカイコム  
T K C 保安サービス株式会社  
T K C カスタマーサポートサービス株式会社  
株式会社 T K C 出版
- (3) 非連結子会社の数 1 社
- (4) 非連結子会社の名称  
T K C 金融保証株式会社  
(連結の範囲から除いた理由)

T K C 金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1 社
- (2) 持分法適用関連会社の名称  
アイ・モバイル株式会社  
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1 社
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称  
T K C 金融保証株式会社  
(持分法の適用の範囲から除いた理由)

T K C 金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

###### 1) 満期保有目的の債券

償却原価法

###### 2) その他有価証券

###### a. 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### 2) 製品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### 3) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

###### 4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

###### 1) ソフトウェア

###### a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

###### b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

###### 2) その他

定額法

### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### ③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

#### ④工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

#### ③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

### ①情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

### ②ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積もることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

### ③コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

### ④オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
連結納税制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## III 表示方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」として独立掲記し、「その他」に含めていた「契約資産」を独立掲記しております。また、「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」を独立掲記しております。

## Ⅳ 追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号令和3年8月12日)を適用する予定であります。

## Ⅴ 会計上の見積りに関する注記

### 受注制作ソフトウェアに係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|     | 当連結会計年度 |
|-----|---------|
| 売上高 | 243     |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積もることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積もることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

#### ②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。



③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## Ⅵ 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

23,482百万円

## Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期<br>首株式数(百株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(百株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(百株) | 当連結会計年度末<br>株式数(百株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 534,620              | －                    | －                    | 534,620             |
| 合計    | 534,620              | －                    | －                    | 534,620             |
| 自己株式  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 7,489                | 3,004                | 139                  | 10,354              |
| 合計    | 7,489                | 3,004                | 139                  | 10,354              |

- (注) 1. 普通株式の自己株式における株式数3,004百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,000百株、単元未満株式の買取り4百株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数139百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株、役員報酬B I P信託による給付138百株であります。
3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,060百株を含めております。

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日     | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------|------------|
| 令和3年12月17日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 2,090           | 39.50           | 令和3年9月30日 | 令和3年12月20日 |
| 令和4年5月10日<br>取締役会    | 普通株式  | 1,894           | 36.00           | 令和4年3月31日 | 令和4年6月13日  |

- (注) 1. 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。
2. 令和4年5月10日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれています。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                  | 株式の種類 | 配 当 金<br>の 総 額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日     | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------------------|--------|---------------------|-----------|------------|
| 令和4年12月16日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 2,210                   | 利益剰余金  | 42.00               | 令和4年9月30日 | 令和4年12月19日 |

- (注) 令和4年12月16日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれています。

## 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## Ⅷ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2．参照）。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|------------|---------------------|--------------|--------------|
| (1) 投資有価証券 |                     |              |              |
| 満期保有目的の債券  | 900                 | 900          | 0            |
| その他の有価証券   | 17,631              | 17,631       | －            |
| (2) 長期預金   | 17,700              | 17,303       | △396         |
| 資産計        | 36,231              | 35,835       | △396         |

- (注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。  
また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。  
2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額112百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額103百万円）は、市場価格のない株式等であるため、資産の「（1）投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

### レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

### レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

### レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（令和4年9月30日現在）

| 区分     | 時 価（百万円） |        |      |        |
|--------|----------|--------|------|--------|
|        | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券 |          |        |      |        |
| 其他有価証券 |          |        |      |        |
| 株式     | 4,204    | —      | —    | 4,204  |
| 社債     | —        | 13,427 | —    | 13,427 |
| 資産計    | 4,204    | 13,427 | —    | 17,631 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（令和4年9月30日現在）

| 区分         | 時 価（百万円） |        |      |        |
|------------|----------|--------|------|--------|
|            | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| (1) 投資有価証券 |          |        |      |        |
| 満期保有目的の債券  |          |        |      |        |
| 社債         | —        | 900    | —    | 900    |
| (2) 長期預金   | —        | 17,303 | —    | 17,303 |
| 資産計        | —        | 18,203 | —    | 18,203 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## Ⅸ 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,665円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 177円62銭   |

## X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## XI 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

|                | 報告セグメント     |              |       | 合計     |
|----------------|-------------|--------------|-------|--------|
|                | 会計事務所<br>事業 | 地方公共団<br>体事業 | 印刷事業  |        |
| コンピューター・サービス収入 | 16,001      | 8,848        | —     | 24,850 |
| ソフトウェア売上高      | 18,325      | 5,958        | —     | 24,284 |
| コンサルティング収入     | 7,017       | 678          | —     | 7,695  |
| オフィス機器売上高      | 4,125       | 2,742        | —     | 6,868  |
| 会計用品売上高        | 995         | —            | —     | 995    |
| 印刷関連サービス収入     | —           | —            | 3,145 | 3,145  |
| 外部顧客への売上高      | 46,465      | 18,228       | 3,145 | 67,838 |

### 2. 顧客との契約から生じた収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### （1）契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、673百万円であります。

#### （2）残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2,903百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年11月16日

株式会社 T K C  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TKCの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作



成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年11月17日

株式会社 T K C 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 宮 | 下 | 恒 | 夫 | ㊞ |
| 社外監査役 | 朝 | 長 | 英 | 樹 | ㊞ |
| 社外監査役 | 浜 | 村 | 智 | 安 | ㊞ |

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

[illegible]

## 定時株主総会会場ご案内図

### 会 場

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地  
当社栃木本社別館 6階会議室

### 交 通

- JR宇都宮線・JR東北新幹線 : JR宇都宮駅下車  
JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より  
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間25～40分）
- 東武宇都宮線 : 東武宇都宮駅下車  
「東武宇都宮駅前」バス停より  
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、  
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間20～30分）



### お願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。